

都市景観資源検討部会の継続設置について

都市景観資源検討部会については、本市都市景観規則第 19 条の規定により平成 18 年 9 月 6 日に設置しており、次のとおり今後も継続して検討する。

(1) 検討事項

部会は、本市景観施策に関する次の事項を検討する。

- ① 都市景観資源の登録に関すること
- ② 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関すること

(2) 組織

都市景観委員会の委員で組織する。

(3) 今後の審議等

- ・平成 27 年度 生野区、淀川区、阿倍野区の都市景観資源の登録について
(部会 4 回、現地調査 6 回)
- ・平成 28 年度 浪速区、西淀川区等の登録について
(部会 2 回、現地調査 2 回)

(参考) 大阪市都市景観規則

第19条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

(参考) 都市景観資源検討部会での主な審議内容と委員（※は部会長）

●第1回（H18.9.6）－第3回（H19.2.21）

都市景観資源検討部会の設置、進め方、資源の活用、景観重要建造物・樹木の指定等について審議

田端 修（建築設計計画）	大阪芸術大学芸術学部教授
藤本 英子（デザイン）	京都市立芸術大学美術学部助教授
※増田 昇（緑地計画）	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授

●第4回（H20.3.4）－第14回（H21.8.21）

都市景観資源の審査方法や評価基準、必須要件等について審議

平成20年度より区の都市景観資源の登録について審議（北区・旭区・中央区）

川崎 雅史（都市景観）	京都大学大学院工学研究科教授
木多 彩子（建築設計計画）	摂南大学工学部准教授
※澤木 昌典（都市景観）	大阪大学大学院工学研究科教授
藤本 英子（デザイン）	京都市立芸術大学美術学部准教授